

# 福岡県公報

平成21年10月26日  
第 3 0 3 1 号

## 目 次

告 示 (第1576号 - 第1586号)

生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	..... 1
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	..... 2
生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	..... 2
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	..... 2
福岡県農業改良資金貸付金及び林業・木材産業改善資金貸付金の債		
権回収業務の委託	(団体指導課)	..... 3
解除に係る保安林の所在場所等	(森林保全課)	..... 3
解除に係る保安林の所在場所等	(森林保全課)	..... 3
道路の区域の変更	(道路維持課)	..... 3
生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	..... 4
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	..... 4
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	..... 5
公安委員会		
警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	..... 5
警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施	(警察本部生活安全総務課)	..... 8
海区漁業調整委員会		
えび類の採捕の制限	(漁業管理課)	..... 9

## 告 示

福岡県告示第1576号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
春生145	ひろ内科	春日市春日原北町4丁目11番地 メディカルシティ春日原2F	21・10・1
小生98	松崎記念病院	小郡市松崎18番地7	21・9・1
北筑後生1	社会福祉法人 慈愛会 聖ヨゼフ園	三井郡大刀洗町大字山隈374番地 の1	21・9・1
宗遠生1	花美坂クリニック	遠賀郡芦屋町花美坂36-5	21・10・1
福津生歯24	花見ヶ丘歯科	福津市花見ヶ丘2丁目15-1	21・9・1
宰生歯37	おおた歯科クリニック	太宰府市大字大佐野3-1-52	21・6・1
春生歯75	むらかわ歯科クリニック	春日市春日原北町5丁目8番地 1	21・7・1
小生歯48	アポロ歯科医院	小郡市山隈234-22	21・8・1
春生薬50	タカサキ薬局春日店	春日市上白水5丁目22番地2	21・9・1
糸島生薬4	ひきつ調剤薬局	糸島郡志摩町大字御床字松原 2165番地の93	21・9・1
筑生薬48	オリーブ薬局	筑後市大字山ノ井328番2	21・10・1
う生薬26	フクオカ薬局 吉井店	うきは市吉井町生葉786番地3	21・9・1
直生薬81	つばさ薬局	直方市大字山部491-15	21・10・1

福岡県告示第1577号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
小生93	医療法人社団誠成 松崎 記念病院	小郡市松崎18 - 7	21・8・31
糸島生薬2	ひきつ調剤薬局	糸島郡志摩町大字御床字松原 2165番93	21・8・31
う生薬22	フクオカ薬局吉井店	うきは市吉井町生薬786 - 3	21・8・31
大生薬164	ファミリー薬局 大牟田 店	大牟田市天領町1丁目287番2 号	21・10・1

福岡県告示1578号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
飯生薬62	タイヨー薬局飯塚 店	セイコー薬局飯塚 店	飯塚市菰田西1丁目6 - 25	21・10・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大野生117	いのうえ耳鼻 咽喉科	大野城市大字上大利633	大野城市大字上大利5 丁目3番1号	20・5・31
京生訪5	つくし訪問看 護ステーション	京都郡苅田町大字新津 1598	京都郡苅田町大字尾倉 3843 - 7	21・9・1

福岡県告示第1579号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生マ5	三原祐典（訪問あんま マッサージなごみ）	大牟田市新栄町18 - 9	21・9・24
八女生マ3	池田一人（新町マッサー ジ治療院）	八女市本町2 - 542	21・10・1
嘉麻生マ24	川端勝則（ひまわりマッ サージ院）	嘉麻市下山田192 - 9 ウエスト パレイ 1F	21・8・11
粕生マ28	堀 辰芳（回生堂鍼灸電 気治療院）	糟屋郡志免町東公園台2丁目7 - 8	21・6・29

大川生柔14	中島孝輔 (なかしま接骨院)	大川市大字一木1275 - 1	21・10・1
大野生柔22	松永教史 (接骨院 銀杏)	大野城市下大利1丁目14 - 1 フレッシュマンション大野城1F	21・9・1
糸島生柔8	田中宏明 (F A B 整骨院)	糸島郡二丈町大字武95 - 9	21・9・1
筑紫地生柔11	吉田卓実 (てもり片縄整骨院)	筑紫郡那珂川町片縄2丁目1 - 103	21・9・7
筑紫地生柔12	川崎真里 (てもり片縄整骨院)	筑紫郡那珂川町片縄2丁目1 - 103	21・9・7

福岡県告示第1580号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第1項の規定に基づき、福岡県農業改良資金貸付金及び林業・木材産業改善資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 平成21年10月1日から平成22年3月31日まで

福岡県告示第1581号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
田川郡添田町大字津野字伊勢堂652の2
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

福岡県告示第1582号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 解除に係る保安林の所在場所

田川郡添田町大字津野字伊勢堂652の1 (次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1583号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

南筑後	県道	富瀬	久高線	前	みやま市瀬高町本郷742番1先から みやま市瀬高町本郷969番7先まで	6.9 ～ 15.5	414.0
				後	同上	12.8 ～ 20.0	

## 福岡県告示第1584号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
直介薬81	つばさ薬局	直方市大字山部491 - 15	21・10・1	居管・予居管
京生介老8	介護老人保健施設 こもれび	京都府京田辺市大字法正寺568	21・9・1	通り・短療・ 老保・予通り・ 予短療
宰居24	ハートフル訪問看護 ステーション	太宰府市観世音寺1丁目18 - 29	21・9・1	訪看・予訪看
京居34	グループホームつ くし	京都府みやこ町勝山松田 1133	21・9・1	認共・予認共
大居188	介護用品レンタル センターくるくる	大牟田市大字岩本2198 - 1	21・10・1	福用・福販・ 予福用・予福 販
大居189	あいあいデュー サービス	大牟田市大字岩本2198 - 1	21・10・1	通介・予通介

飯居250	和泉の澤デュー サービス赤坂	飯塚市赤坂859 - 1	21・10・1	通介・予通介
飯居249	ケアサポート高 栄	飯塚市下三緒35 - 584	21・10・1	訪介・予訪介
嘉麻居86	デューサービスセン ターゆう	嘉麻市上臼井1796 - 2	21・10・1	通介・予通介
大川居34	グループホームス マイルライフ	大川市大字向島1051 - 2	21・10・1	認共・予認共
宗遠居1	ヘルパーステーシ ョン森の光	遠賀郡岡垣町東山田2丁目 3 - 19	21・9・1	訪介・予訪介
宗遠居2	デューサービス森の 風	遠賀郡岡垣町東山田2丁目 3 - 19	21・10・1	通介・予通介
宗遠居3	J A北九ヘルパー ステーションおん が	遠賀郡遠賀町遠賀川1丁目 8 - 5	21・10・1	訪介・予訪介
宗遠支1	J A北九ケアプラ ンセンターおんが	遠賀郡遠賀町遠賀川1丁目 8 - 5	21・10・1	居支
南筑後居1	立花デューサービス かつき苑西館	八女郡立花町大字山崎1916	21・9・1	通介・予通介
田川居70	デューサービスひな たの里	田川郡福智町弁城2288 - 1	21・8・1	通介・予通介
嘉麻居85	グループホームつ つじの丘	嘉麻市牛隈2510 - 98	21・7・1	認共・予認共
京支1	医療法人白寿会 田病院	京都府京田辺市大字法正寺568	21・9・1	訪看・訪リ・ 居管・居支・ 予訪看・予訪 リ・予居管

## 福岡県告示第1585号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届け

出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
田川生介老3	介護老人保健施設 幸陽園	介護老人保健施設 恵の里	田川郡川崎町大字川崎3204 - 1	21・10・1
田川介訪2	かわさき訪問看護ステーション	恵の里訪問看護ステーション	田川郡川崎町大字川崎3204 - 1	21・10・1
田川支4	長喜園ケアプランセンター	恵愛園ケアプランセンター	田川郡川崎町大字川崎3205	21・10・1
田川居4	長喜園デイサービスセンター	恵愛園デイサービスセンター	田川郡川崎町川崎3205	21・10・1
田川居5	長喜園ショートステイ	恵愛園ショートステイ	田川郡川崎町川崎3205	21・10・1
田川支57	幸陽園ケアプランセンター	恵の里ケアプランセンター	田川郡川崎町大字川崎3204 - 1	21・10・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
京介訪5	つくし訪問看護ステーション	京都府苅田町大字新津1598	京都府苅田町大字尾倉3843 - 7	21・9・1
飯支21	居宅介護支援事業所フレンズ	飯塚市南尾344 - 3	飯塚市大日寺819 - 1	21・9・1

福岡県告示第1586号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（

平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
京介67	進診療所	京都府みやこ町光富839	21・9・30
遠支5	遠賀郡農業協同組合もみじの会ヘルパーステーション	遠賀郡遠賀町遠賀川2丁目1 - 41	21・9・30
田川居118	ケア・サポートさくらヘルパーステーション	田川郡糸田町字古賀の前762 - 5	21・9・30
田川支52	ケア・サポートさくらケアプランサービス	田川郡糸田町字古賀の前762 - 5	21・9・30
田川居187	宅老所さくら	田川郡糸田町字古賀の前762 - 5	21・9・30

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第315号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成21年10月26日

福岡県公安委員会

### 1 検定の種別、実施日、実施時間及び実施場所

#### (1) 空港保安警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所

平成22年1月27日(水)	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
---------------	----------------	-------------------------------------

## (2) 空港保安警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成22年1月28日(木)	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

## 2 受検定員

各検定15名

## 3 受検資格

## (1) 空港保安警備業務2級検定の受検者

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

## (2) 空港保安警備業務1級検定の受検者

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時において、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会が上記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## 4 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式20問)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については、実技試験を行わない。

## 5 学科試験及び実技試験

## (1) 空港保安警備業務2級

## ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 空港保安警備業務1級

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## 6 検定申請手続等

## (1) 受付期間

平成21年12月14日(月)から同年12月17日(木)までの、午前9時00分から午後

5時00分までの間

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- イ 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- ウ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

エ 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- イ 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- ウ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

エ 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

(3) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めた2日以内に住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

(4) 検定手数料

ア 空港保安警備業務2級 16,000円

イ 空港保安警備業務1級 16,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した検定手数料については、受検申請を取り消した場合又は受検しなかった場合においても返還しない。

7 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、成績証明書を交付する。

8 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093(381)2627）に対して行うこと。

福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は

生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

#### 福岡県公安委員会告示第316号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成21年10月26日

福岡県公安委員会

#### 1 審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定に係る全ての種別及び級

#### 2 審査の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成22年1月26日（火）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

#### 3 審査定員

30名

#### 4 審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する者を除く。

- (1) 福岡県内に住所を有する者
- (2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員
- (3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

#### 5 審査の方法

審査は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式10問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不

合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

#### 6 学科試験及び実技試験

##### (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 7 審査申請手続等

##### (1) 受付期間

平成21年12月14日（月）から同年12月17日（木）までの、午前9時00分から午後5時00分までの間

##### (2) 必要書類

##### ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- ア 審査申請書（検定規則別記様式）1通
- イ 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- ウ 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）
- エ 旧合格証の写し

##### イ 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

- ア 審査申請書（検定規則別記様式）1通
- イ 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書など）
- ウ 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）
- エ 旧合格証の写し



## ウ 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

(ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1通

(イ) 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(ウ) 旧合格証の写し

## (3) 申請方法

ア 審査を希望する者は、まず、前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めた2日以内に住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に受付番号を申告するとともに、前記(2)に掲げる必要書類に審査手数料を添えて審査申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 審査の申請は、原則として受審者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受審者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

## (4) 審査手数料

4,700円

審査手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した審査手数料については、審査申請を取り消した場合又は受審しなかった場合においても返還しない。

## 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、成績証明書を交付する。

## 9 その他

(1) 審査当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 審査に関する問い合わせは、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。

(3) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

### 海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第137号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、加布里湾におけるえび類の繁殖保護をはかるため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合はこの限りでない。

平成21年10月26日

筑前海区漁業調整委員会

会長 竹井 紀一

## 1 指示の適用海域

糸島郡二丈町大字浜窪、箱島西側防波堤の北端と、糸島郡志摩町大字久家、竹の下瀬の東端を結んだ直線と陸岸によって囲まれた加布里湾奥域海域。

## 2 禁止事項

4月1日から11月30日までの期間、えび類を採捕してはならない

## 3 指示期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで